

社会福祉法人善光寺大本願福祉会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人善光寺大本願福祉会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償(以下「報酬等」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 法人の職員を兼務する理事を常勤理事といい、常勤理事以外の理事を非常勤理事という。
- (3) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事に対しては、報酬は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤理事の職員給与は、職員給与規程に基づき支給する。

- 2 非常勤理事に対する報酬は、別記1「非常勤理事の報酬」に定める額とする。
- 3 監事に対する報酬は、別記2「監事の報酬」に定める額とする。
- 4 評議員に対する報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 非常勤理事、監事及び評議員が理事会、評議員会等に出席するために要する交通費として、別記4「交通費の支給」に定める額を支給する。
- 3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として

支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 非常勤理事、監事及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月16日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別記 1 非常勤理事の報酬

理事会等会議への出席 日額 5,000 円

別記 2 監事の報酬

監事監査、理事会等会議への出席 日額 5,000 円

別記 3 評議員の報酬

評議員会への出席 日額 5,000 円

別記 4 交通費の支給

自宅からの距離が片道 2 キロメートル以上の役員及び評議員に対し、次表の左欄の区分に従って右欄の額を支給する。

区 分	支 給 金 額
2 キロメートル以上 10 キロメートル未満	1,000 円
10 キロメートル以上	2,000 円